

# 仕様書

## 第1 件名

新しい回遊スキーム「ひがしむらやま観光御朱印帳」実施委託

## 第2 目的

東村山市は、北多摩に位置し、西武新宿線で都心部から30分という地の利からベッドタウン型に発展してきた。地域の観光では、狭山丘陵を初め、花菖蒲の時期に賑わいを見せる北山公園等の観光資源があり、最近では音楽フェスやまちバル等、新しいことにも積極的に取り組んでいる。

本事業は東村山市の商業活性化と新しい需要を生み出すために酒造文化体験をテーマに新しい回遊スキームとして御朱印帳を開発し、御朱印帳を活用したイベント、モニターツアーの実施をすることで、市の魅力を地域外に発信していくことを目的とし、将来的には観光を活用するプラットフォーム組織確立を目指していく。

なお、本事業は、世界一訪れたいツーリズム委員会（以下「企画提案者」という。）と連携して実施する。

## 第3 契約期間

契約確定日の翌日から平成31年3月31日まで

## 第4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）が指定する場所

## 第5 事業実施スケジュール(予定)

- 8月～
  - ・御朱印帳及びスタンプの企画・制作
  - ・PR ツールの企画・制作
- 9月～
  - ・PR 開始
- 11月～
  - ・回遊イベント実施
  - ・モニターツアー実施
- 2月～
  - ・ツールブックの制作
  - ・報告書作成

## 第6 委託内容

### 1 協議会の運営支援

本事業の実施に当たっては、企画提案者を中心とした本事業の各関係者からなる協議会を立ち上げ、検討会を開催すること。実施回数は年間4回程度を予定している。受託者は、検討会開催の都度、TCVB及び企画提案者と協議のうえ必要な資料を作成すること。なお、検討会実施後2週間以内に、議事録を提出すること。

### 2 イベントの企画実施

(1) ひがしむらやま観光御朱印帳及びスタンプの制作

市内の回遊性向上とリピートさせる仕組みとして観光御朱印帳を用いたスタンプラリーを制作するものとする。なお、制作にあたっては以下の点について留意することとし、企画提案者及びTCVBと協議の上決定すること。

(1) - 1. 観光御朱印帳仕様

- ① 外国人旅行者や若年層の女性のお土産需要を喚起するような和風なデザインとすること。
- ② 部数は1,000部程度とすること。
- ③ 将来的に1冊500～1,000円で販売することを想定した仕様とすること。

(1) - 2. スタンプ仕様

- ① 観光御朱印帳に押印することを想定したサイズ、デザインとすること。観光御朱印帳と同様、外国人旅行者や若年層の女性に向けたデザインとし、企画提案者及びTCVBと協議の上決定すること。
- ② スタンプは50個程度作成するものとし、各種異なるデザインとすること。

(2) 観光御朱印帳を活用した回遊性イベントの実施

(1) で制作した観光御朱印帳を活用した回遊イベントを2か月程度実施する。なお、イベントの内容は以下の点について留意することとし、企画提案者及びTCVBと協議の上決定すること。

- ① イベント実施時の運営窓口を設置し、問合せ対応等を行うこと。また、イベントの実施に当たっては、イベント保険に加入する等、不測の事態に対しても受託者の責の範囲内で対応できるよう想定すること。
- ② 実施時期は平成30年11月～平成31年2月の間を想定するものとする。
- ③ 御朱印帳を収集することが楽しくなる仕組みを企画に取り入れること。
- ④ 回遊ポイントには次の4か所を含むこと。  
地ビール工場「Distant Shores Brewing (以下DSB)」、酒造「豊島屋酒造」、ソース製造所「ポールスタア」、国立ハンセン病資料館「全生園なごみ」。
- ⑤ イベント時に利用するための周遊マップを日本語18,000部、英語2,000部の計20,000部程度を制作すること。なお、マップには以下の内容を含むものとし、持ち運びに配慮した仕様とすること。
  - ・参加店舗の場所と④で指定した施設を周遊するコース
  - ・久米川駅周辺の飲食店情報
- ⑥ 参加者特典を200個程度用意すること。特典は3千円相当の物品とし、東村山市の特産物や東村山に縁のあるものであること。

### 3 モニターツアーの実施

2で制作した観光御朱印帳を活用し日帰りのモニターツアーを2回程度実施する。

内容は以下の点に留意することとし、企画提案者及びTCVBと協議の上決定すること。

- ① モニターツアーは回遊イベントを実施するにあたり参加者の意見を吸い上げることを目的とする。
- ② 実施時期は平成30年11月～平成31年2月の間を想定するものとする。

- ③ モニターツアーの工程には次の4か所を含むこと。

地ビール工場「DSB」、酒造「豊島屋酒造」、ソース製造所「ポールスタア」、国立ハンセン病資料館「全生園なごみ」。
- ④ 1回あたりの催行人数は30名程度とすること。
- ⑤ 各ツアー参加者はそれぞれ日本人と外国人とし、外国人は英語圏を中心に選定すること。
- ⑥ ツアー時の移動手段として貸切バスを手配するものとし、添乗員を1名同行させること。なお、バス事業者及びガイドの選定については企画提案者及びTCVBと協議の上決定することとし、必要に応じて通訳を同行させること。
- ⑦ 見学内容については各施設と調整のうえ実施すること。
- ⑧ ツアー参加者の募集のために効果的な広報を行うこと。なお、募集にあたっての手法に関しては企画提案者及びTCVBと協議のうえ決定する。
- ⑨ ツアーに関して、ツアー内容の評価、及び外国人旅行者としての「潜在ニーズ」を吸い上げるためのアンケートを実施し、集計・分析の後、企画提案者へフィードバックすること。
- ⑩ ツアー実施に際しては参加者より、施設見学科、食費、交通費・輸送費の3分の1程度（千円未満端数は、原則、切上）の金額を参加費用として徴収すること。また、徴収分は委託費には含めないこととし、事業効果をより高めるための費目（必須費目ではない）に全額充当するものとする。なお、その内容は企画提案者及びTCVBと協議し、各種調整を行うこと。
- ⑪ 悪天候等によりモニターツアー開催が困難な状況の場合は、日程の変更について企画提案者及びTCVBと協議し、各種調整を行うこと。
- ⑫ モニターツアーの催行に関しては、旅行業法上の規定を順守すること。また旅行業を有する事業者でモニターツアーを催行すること。また、モニターツアーの実施に当たっては、イベント保険に加入する等、不測の事態に対しても受託者の責の範囲内で対応できるよう想定すること。

#### 4 広報・PR媒体の制作

イベントを広くPRするため、効果的なPR媒体を制作すること。内容は以下の点に留意することとし、企画提案者及びTCVBと協議の上決定すること。

##### (1) チラシ・ポスターの作成

- ① イベントの概要を記載するものとし、観光御朱印帳と連携したデザインとすること。
- ② チラシは日本語27,000部、英語3,000部の計30,000部程度とし、A4版、4色カラー刷りとする。ただし、④で想定する設置場所に応じてサイズ等仕様変更が必要な場合は、協議のうえ対応すること。
- ③ ポスターは日本語のみとし、B1判500部、A3判500部の計1,000部程度とし、4色カラー刷りとする。ただし、④で想定する設置場所に応じてサイズ等仕様変更が必要な場合は、協議のうえ対応すること。
- ④ チラシ・ポスターはモニターツアーの対象4施設に設置するほか、久米川駅、東村山駅周辺の商店街の店舗や周辺施設にも設置するとともに、本事業について広く知ってもらえるような設置場所を提案すること。

##### (2) WEBサイトの作成

- ① 日本語と英語の2言語にて対応すること。
- ② WEBサイトには回遊イベントの内容及びモニターツアーの内容を掲載すること。また2にて制作する周遊マップも掲載し、閲覧者が自由にダウンロードできるようにすること。
- ③ WEBサイトの管理サーバは原則受託者にて用意すること。制作するWEBサイトの権利は提案者に帰属とするため、ドメインを取得し、次年度以降に企画提案者に引き継げる体制を整えること。
- ④ 関係者のWEBサイトからリンクができるよう、リンク用のバナーを作成すること。
- ⑤ SNSのアカウントを作成し、適宜情報発信を行うこと。

## 5 「新しい回遊スキーム「ひがしむらやま観光御朱印帳」実施委託のためのツールブック」の作成

上記1～4を実施していく中で、受託者は企画提案者の視点で事業運営方法等の整理を行い、次年度以降の継続実施のためのツールブックを作成する。

規 格	大きさ：A4 色：4色カラー刷り 使用材料：(表紙) 再生上質紙 A判 70.5kg (総合評価値 80以上) (本文) 再生上質紙 A判 44.5kg (総合評価値 80以上) 仕立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	校 正：2回以上 Rマーク：原則として、再生紙使用マーク（Rマーク）を用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。 包装紙：再生紙を使用すること。 使用する紙・インキ：東京都グリーン購入ガイド2018の印刷物における水準1を満たすこと。

## 6 報告書類の提出

受託者は、1から4の業務終了後、速やかに当該事業実施について報告すること。全体をまとめた事業実施報告書及び事業実施報告書概要版を提出すること。なお、作成の際は次年度事業計画に際して参考となる内容も含むこと。

### (1) 事業実施報告書

記載内容については東京観光財団と協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること

#### 1 事業概要

概要（件名・事業期間・事業対象地域・企画提案者・受託事業者・事業目的）、事業内容（基本的に委託内容の項目と一致）、事業スケジュール、事業運営体制（チャート図等）

#### 2 ひがしむらやま観光御朱印帳の企画・制作



なお、電子データについては、原則として、「Microsoft Word2013」、「Microsoft Excel2013」又は「Microsoft Power Point2013」のいずれかによる。それ以外の場合は、東京観光財団に協議を行うこと。

## 第8 業務実施上の留意点

- 1 受託者は、調査等を実施する調査員に対して、調査を漏れなく完了できるように事前に調査手順等について十分な教育を行うこと。以下について、指導・周知徹底を図り、調査を遺漏なく実施するよう努めるものとする。
  - (1) 本調査の委託者は東京観光財団であるが、実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあること。
  - (2) 本調査の目的、意図、留意点等を十分に説明すること。
  - (3) 東京観光財団の調査であることを理由に協力を強制しないこと。
  - (4) 調査実施の方法に配慮・工夫を行うなど、有効回答率の向上を図ること。
  - (5) 調査から知り得た情報（秘密）を他に漏洩しないこと。調査終了後も同様とする。
- 2 受託者は、本事業の実施に当たっては、関係機関等との調整及び必要な申請等手続きを行うこと。
- 3 本委託事業の履行において事故が発生し、東京観光財団や第三者に損失を与えた場合、受託者はその責任を負うこと。また、本委託事業の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応について速やかに東京観光財団に報告すること。
- 4 受託者は、平成30年8月から平成31年3月までの間、毎月1回以上、東京観光財団に対して定例報告を行うこと（定例報告会の開催）。受託者は、あらかじめ定例報告会の開催日時について、東京観光財団と協議すること。

なお、この定例報告にかかわらず、受託者と東京観光財団は双方協議のうえ、随時に打合せ等を行うことができる。
- 5 受託者は、定例報告において、調査研究の進捗状況、今後の予定等を記した書面とともに、直近の定例報告までに調査研究した結果をとりまとめた書面を東京観光財団に提出し、その内容を説明すること。
- 6 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 7 受託者は、本事業目的達成のため、本事業実施の時機、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

## 第9 権利の帰属

- 1 本委託で作成したすべての成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、東京観光財団又は企画提案者に譲渡すること。受託者は著作人格権の行使をしないものとする。
- 2 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用をもって処理すること。

## 第10 守秘義務の厳守

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏洩することのないよう十分に注意を払うとともに、以下の事項について遵守すること。

- 1 知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。
- 2 万が一、事故が発生した場合は、直ちに東京観光財団に連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。
- 3 本契約の履行にあたり、東京観光財団の保有する個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 4 その他、東京観光財団の指示により、必要な措置を講ずること。

## 第11 支払方法

委託業務完了後に行う検査合格後、一括して支払う。

## 第12 その他

- 1 受託者は、東京観光財団と密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、東京観光財団の確認を得ること。また、進捗状況に関する東京観光財団の指示を遵守すること。
- 2 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、受託者は東京観光財団と十分な協議を経た上で速やかに実施すること。
- 3 受託者は、各関係機関と密接に連絡・調整等を図ること。
- 4 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 5 受託者は、本事業の目的達成のため、実施の時期・手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

### 6 環境によい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、当該自動車の自動車車検証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

- 7 その他、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、東京観光財団と協議の上実施すること。不明な点があれば、下記担当者まで連絡すること。

## 第13 連絡先及び納品先

東京観光財団地域振興部事業課

地域資源発掘型実証プログラム事業担当

東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル2階

電話（直通）03-5579-2682